

不審な電話や訪問にご注意ください

保険医療課

県内をはじめ、全国各地で自治体職員を装い、高齢者宅あてに電話や訪問をし、携帯電話とキャッシュカードを持って銀行に行くことを求め、ATMから振り込ませようとする事例や被害が発生しています。

不審な電話や訪問があった場合、個人情報をお教えしない、相手の所属、氏名、電話番号を聞き、すぐに最寄りの警察や役場保険医療課にお問い合わせください。

職員などが、ATMでの振込操作をお願いしたり、保険証を貸してほしいなどというお願いをすることはありません。十分にご注意ください。

【問合先】保険医療課

狂犬病予防注射と犬の登録のお知らせ

環境経済課

犬の飼い主には、「狂犬病予防法」により生後91日以上の子犬の登録と、年1回の犬への予防注射が義務付けられています。また、他市町村で登録した犬でも引っ越しなどで笠松町に所在地が変更になった場合、登録変更の手続きが必要です。

【料 金】・注射および注射済票交付 3,070円
・新規登録 3,000円

【日時 場所】

月日(曜)	時 間	場 所
5月 17日(火)	10:00~11:30	役場(西駐車場)
	13:00~14:00	松枝公民館
5月 18日(水)	10:00~10:40	松枝公民館
	11:00~11:40	中央公民館
	13:00~14:00	下羽栗会館

【注意事項】

- ・登録済みの飼い主あてに、「狂犬病予防注射問診票」付きの狂犬病予防注射案内ハガキを通知します。問診票は事前に記入を済ませ、注射当日、必ずハガキを持参してください。
- ・町が実施する注射を受けられない場合は、必ず動物病院で受けてください。
- ・会場でのフンの後始末は、飼い主が必ず行ってください。

【問合先】環境経済課

インターネット公売開催

収納管理課

町が滞納処分で差し押さえをした財産を、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムを利用して公売します。

インターネット公売で落札された財産の買受代金は、滞納者の未納税金に充てます。

公売財産情報や入札方法などは、町ホームページ(URL:<http://www.town.kasamatsu.gifu.jp/shuunou/sk004.htm>)をご覧ください。

【参加申込期間】

5月26日(木)午後1時~6月10日(金)午後11時

【入札期間】

6月17日(金)午後1時~6月19日(日)午後11時

【問合先】収納管理課

ペットの飼育はマナーを守って

環境経済課

ペットを飼い始めたら終生飼うことが飼い主の責務です。また、ペットと一緒に暮らすということは、周囲の人々と折り合っていくということです。飼い主は動物の性質・習性を理解し、人間社会の中で生活するルールをペットに教えていく必要があります。

自分のペットがトラブルの原因にならないように、しっかり管理しましょう。

◆犬を飼うときのマナー

- ・犬はつないで飼いましょう。犬の放し飼いは法律で禁止されています。
- ・散歩をする時も引き綱(リード)を必ずつけましょう。
- ・散歩の途中でしたフンは、必ず持ち帰りましょう。



◆野良猫にエサを与えないで

むやみにエサを与えると、野良猫が増えて人の敷地内の草木などを傷つけたり、糞尿汚染の原因になることがあります。野良猫にエサを与えていると飼い主とみなされます。安易な気持ちでエサを与えないでください。

【問合先】環境経済課